

情報通

2022. March 3月号

発行：東京税理士会
情報システム部・デジタル化委員会
題字：神津 信一 (四谷)
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

電子帳簿保存法 (電子取引の保存) の改正その後

情報システム部委員 木南 誠

令和4年1月1日より、電子帳簿保存法の改正が施行されておりますが、令和4年度税制改正の経過措置として整備された宥恕措置が令和3年の年末に発表され、胸をなで下ろした方も多いのではないかと思えます。しかしながら、あくまで宥恕措置であって、今後行わなくて良いわけではありません。電子取引の保存については、原則として事業活動をする全ての方が対象となるものです。

1. 宥恕措置について

今回の宥恕措置について、情報が先行して、2年間電子取引保存をしなくても良いといった短絡的な解釈をされている方が多いようです。今一度確認しておきましょう。

電子取引の保存要件	真実性の要件	以下の措置のいずれかを行うこと ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う ② 取引情報の授受後、速やかに (又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに) タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
	可視性の要件	保存場所に、電子計算機 (パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること 検索機能※を確保すること ※ 従来の検索要件①～③に相当する要件 (ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②の(不動)保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合は、検索機能不要)

令和4年1月から2年間については、保存要件 (真実性及び可視性の要件) に

したがって保存できなかった→やむを得ない事情がある→紙による出力保存が可能ということになります。

やむを得ない事情については電子帳簿保存法取扱通達解説 (趣旨説明) 7-10に記載されているように「自己の責めに帰さないとは言い難いような事情も含め」とあることから、間に合わなかったことの原因を述べることで「やむを得ない事情がある」と解釈してもらえます。仮に令和4年からの2年間に全く取り組んでいなかったとしても、保存に関するシステムを整備する意向を口頭で回答すれば認められるようです。

令和4年度税制改正の概要 (改正省令は、令和3年12月27日公布、関係通達&FAQは、同月28日発表)

- ▶ 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた電子取引データは、保存要件にしたがって保存できなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、引き続きその出力書面による保存を可能とする (2年間の宥恕措置)。
- ▶ この宥恕措置の適用にあたって、納税者から税務署長への手続などは要しない。

宥恕措置期間中における納税者の具体的な対応イメージ

- 電子取引の取引情報 (請求書、領収書など) の電子データを、従前と同様に、書面に出力して保存しておく。
- 税務調査があった場合には、税務職員に対して「社内のワークフロー整備が間に合わなかった。」や「今後、保存に係るシステムを整備する意向は有している (現時点で未整備)。」など、その事情を口頭で回答する。

※ 電子取引データの保存義務違反に関しては、法令が厳格に適用されることにより「青色申告の承認取消しや経費が否認されるのではないかと」の声も出ていたところ、国税庁より令和3年11月に以下の取扱いを公表済み。

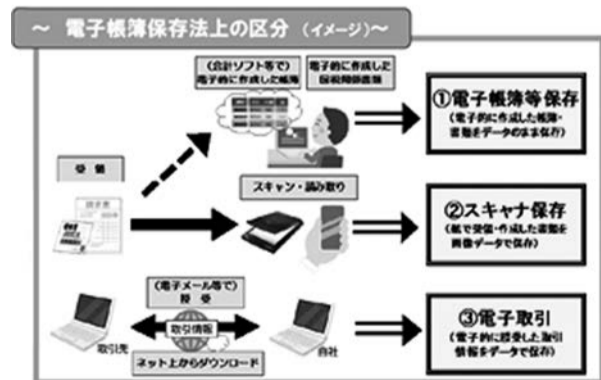
「…その取引が正しく記載されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/20211228keikasoti.html

令和4年1月からの2年間に税務調査があり、そこで電子取引の保存について「やむを得ない事情がある」と判断されたとしても、令和6年1月からは宥恕措置も無くなり、保存要件を含めて完全に実施しなくてはなりません。むしろ、この2年間に実施できる体制を完全に整えなければならなくなったことは間違いないわけです。

2. 電子帳簿保存法の改正について

昨年末までいろいろと取り組まれた方、全く対応できなかった方を含めて再度、電子帳簿保存法の改正の概要についておさらいします。本会情報システム部では、令和4年3月末までの期間限定で「税理士情報フォーラム2021～関係ないじゃすまされない！電子帳簿保存法大改正～」の特設サイトを会員ページ内に設けています。そちらも併せてご確認ください。



おさらいポイント

I 今回の改正の内容ですが、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引の3本柱になっています。

①と②については手を挙げた方だけが取り組むべき

内容ですので、③の電子取引の保存が全ての事業者で対象となり、電子取引保存が義務化になるわけですが、そもそも電子取引とは何でしょうか。電子取引とはその取引の過程で紙での文書が出ない取引ということになります。しかしながら、ひとつの取引過程で紙がある場合と無い場合が混在するので注意が必要です。

例えば、発注→納品→請求→支払いという過程で、発注はメール本文、納品書 (紙)、請求書 (メール添付PDF)、支払い (ATM振込) とする

と発注 (電子) →納品 (紙) →請求 (電子) →支払い (紙) となり、一連の取引でも混在する状況は多々あると考えられます。電子取引に該当する行為を洗い出す作業は大変な手間と判断が伴うわけです。

さらに、電子取引に該当する取引であったとして、その電子取引の文書をPDF等にひたすら保存すれば良いというわけではありません。保存のための要件があります。それが、『真実性の要件』と『可視性の要件』です。

おさらいポイントII

『真実性の要件』は4つの要件のうち、ひとつを満たす必要があります。費用的な面を考えると、4「正当な理由が無い訂正・削除の防止に関する事務処理規程」を定めて、それに沿った運用が現実的ですが、事業者の規模や取引数に応じて検討してください。

規程による場合、新たなシステムの導入は必要ないですが、運用が規程通りに行われている必要があります。そのため、規程の中に対象の電子取引等を列挙する必要があり、この洗い出し作業が最大の難関といえます。

また、規程の場合、従業員全員に規程と対象電子取引文書を保存することを徹底しないといけません。日常業務に追われて忘れてしまう可能性があるため、抜け落ちを防止する運用方法を含めて検討しなければなりません。規程のひな形は国税庁のホームページにありますので適宜利用してください。ひな型には法人用と個人事業者用がありますが、名称にとらわれることなく、事業者の規模、従業員数や電子取引数などでどちらを使うかを判断してください。

なお、両規程に共通するのは、①原則訂正および削除はできない、②やむをえず訂正削除を行う場合は規程に基づいた手続きが必要、という部分です。

おさらいポイントIII

『可視性の要件』は、保存した電子文書を実際の税務調査の時に紙と同じように取り扱えるようにする要件です。

・目視、印刷
紙の文書と同じように視覚的に確認して紙文書で持ち帰ることを要求するものです。税務調査当日に税務署員がパソコンなどを使って内容を確認するため、稼働できるパソコンを用意してはならないこととなります。さらに、電子データを紙の状態を持ち帰るためには、プリンターも必須ということになります。

・検索
検索のためにはその電子文書の名称を変更する必要があり、日常業務では名前をつけ直すという作業が手間のかかる場所です。代替的な方法は色々ありますが、代表的な例ではエクセルなどを併用して、ファイル自体に通し番号をつける保存方法、年や得意先、仕入先などでフォルダを作り、ファイル名の付け直しの項目を減らす方法などが考えられます。

検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ▶▶▶ 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

3. まとめ

令和3年の年末までに、関与先に電子取引についての説明や、実施を進めていた方については、電子取引の洗い出し作業は自身の事務所も含め、関与先でも時間をかけて取り組まないと難しく、電子取引の保存要件を満たすには結構な手間がかかることを実感している方も多いのではないかと思います。

また、宥恕措置により、取りかかっていた電子取引保存の方法構築に時間的猶予ができたことと安心している税理士も多いと思います。しかしながら、2年後には間違いなく完全実施が待っていることを考えると、徐々に取り組む必要があることは明白です。

今回の記事は令和4年3月に皆様のお手許に届きます。毎月関与をしている顧問先に関しては、これから対面でお話する機会が複数回あると思いますが、個人事業者の方は、完全施行まで実質2回程度しかお会いできない可能性もあります。令和3年分の所得税確定申告時に電子取引保存の説明をすることが電子取引保存に取りかかる最初の機会になると思いますので、個人事業主の方にはこの機会に概要を説明することをお勧めします。